	電子契約サービスの利用に係るよく 質問	くあるご質問 回答
1	堺市との契約で電子契約サービスを利用するには、GMOサインのアカウントの作成は必須ですか?	GMOサインのアカウントの作成は必須ではありません。
		メールアドレスと、インターネット環境があればご利用可能です。
_	電子契約サービスの利用にあたっては、受注者側で費用の負担はありますか?	受注者側で費用の負担は一切ありません。
3	電子契約サービスの利用に当たっては、ICカードリーダー等は必要ですか?	ICカードおよびカードリーダーのご用意は不要です。 メールアドレスの指定はありませんが、契約締結権者から代理権を授与された契
4	電子契約サービスで利用できないメールアドレスはありますか?	約締結事務責任者のメールアドレスをご使用いただきますようお願いいたします。
5	電子契約の場合、収入印紙は不要となりますか?	電子契約サービスを利用し締結を行った契約データは 印紙税法第2条の規定により課税対象となる『文書』に現時点で該当していないた め、収入印紙は不要となります。 ●参考: https://www.gmosign.com/media/electronic-contract/post-0032/
6	電子契約サービスを利用した契約についても、法的な効力は認められますか?	電子契約サービスを利用した契約についても、紙の契約と同等の法的効力が認められております。 ●参考: https://www.gmosign.com/about/?_gl=1*xy3hbe*_gcl_au*MTk4Nzl5ODkx Mi4xNjk2ODk5ODM0&_ga=2.261370701.151182447.1699233716- 1892068317.1683708494#timestamp
7	電子契約サービスを利用するにあたり、PC等にソフトをインストールする必要はありますか?	ソフト等のインストールは不要です。 締結済の契約データの『電子署名情報』及び『タイムスタンプ情報』をPDF上で確認いただくには PC等にAdobe Acrobat Readerがインストールされている必要がありますので、 ご確認ください。
8	電子契約サービスを利用するにあたり、法務局等で発行される電子証明書は必要ですか?	電子証明書はサービス事業者が提供するものを利用しますので、受注者側での用 意は不要です。 メールアドレスとインターネット環境があればご利用いただけます。
9	契約書の内容に誤りがあった場合、どのような取扱になりますか?	電子契約の場合、契約書データそのものの修正は一切できません。 契約締結後に誤字・脱字等の内容の誤りが発覚した場合は、速やかに本市までご 連絡をお願いします。
10	電子契約サービスにて契約を締結後、契約データは印刷して保管をする必要はありますか?	締結完了後の契約データをシステムからダウンロードもしくは無料のアカウントを作成し、アカウント内で保存を行っている場合には、契約データを紙で保管する必要はありません。なお、電子契約サービスにて締結を行った契約データはあくまでも「データが原本」という取扱となります(紙で印刷したものは『写し』となります)ので、必ずデータでの保存をお願いします。
11	締結済の契約データのダウンロードに期限はありますか?	契約データの容量が合計6MB以内であれば「電子署名完了のお知らせ」メールに 直接契約データがPDF形式で添付され、期限なくダウンロードが可能です。 契約データの容量が合計6MBを超過する場合には当該メールのダウンロードURL より、締結完了後14日以内であれば何回でもダウンロードが可能です。 なお、14日を超えて契約データをダウンロードする必要がある場合には、GMOサインの無料のアカウントを作成いただく必要がありますが、締結完了後30日以内 にアカウントの作成が必要となりますので、ご注意ください。 上記期限を経過してしまい、ダウンロードができなくなってしまった場合につい ては、各案件の契約担当課へお問い合わせください。
12	電子契約締結証明書とは何ですか?	・ 文書名 ・ 契約データの ・ 文書名 ・ 契約締結日時 ・ 署名者の情報 等を確認する際にご利用いただけます。 契約データを紙で出力し、提出する必要がある際等にご活用いただけます。
13	電子契約締結証明書を受注者側で発行・出力するにはどうすれば良いですか?	電子契約サービスにて締結した契約データの電子締結証明書を受注者側で発行・ 出力するにはGMOサインの無料アカウントの作成が必要となります。 無料アカウントの作成は署名完了後の画面、もしくはお申し込みフォームから作成が可能です。 なお、締結済の契約データとアカウントの紐づけ登録は署名完了から30日以内に アカウントを作成いただいた場合に限りますので、ご注意ください。 アカウントの作成を行わなかった場合には、受注者側での電子契約締結証明書の 発行・出力は出来かねますので、各案件の契約担当課へお問い合わせください。
14	GMOサインのアカウントは、1社につき1つしか作成できないのですか?	1つの会社でも複数のアカウントが作成可能です。 ただし、1メールアドレスにつき作成できるアカウントは1つまでなので、ご注意 ください。
15	GMOサインのアカウントを作成した場合、アカウント内の契約データはいつまで閲覧することができますか?	アカウントがある限り、無期限でアカウント内の契約データをご確認いただけます。
16	企業体の場合はどのように契約締結を行えば良いですか?	案件によって対応が異なりますので、詳細内容は、以下のページでご確認ください。 ●参考: https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/system/denshi- keiyaku.html
17	電子契約利用申請書等の必要書類は、案件ごとに提出する必要がありますか?	案件ごとに提出する必要があります。
17 18		条件にこに使出する必要があります。 請書にて契約締結を行う少額の工事等については、電子契約の対象になりません。 ん。